

令和5年第1回市議会定例会（3月）



請 願 ・ 陳 情 書



秋田県由利本荘市議会

目 次

請願第 1 号	免税軽油制度の継続を国に求める意見書提出についての請願	… 1 P
陳情第 1 号	再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける 仕組みづくりを国、県に求める意見書提出についての陳情	… 2 P
陳情第 3 号	消費者被害を防止・救済するため、特定商取引に関する法律の 抜本的法改正を国に求める意見書提出についての陳情	… 4 P
陳情第 4 号	最低賃金の改善を国に求める意見書提出についての陳情	… 9 P
陳情第 5 号	最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を国に 求める意見書提出についての陳情	… 11 P
陳情第 6 号	秋田県由利本荘市沖（北側、南側）洋上風力発電の全ての事業 に対して、由利本荘市に対応を求める陳情	… 13 P

(写)

請願第1号

令和5年2月6日 受理

請 願 書

【請願の要旨】

免税軽油制度の継続を国に求める意見書提出についての請願

紹介議員

由利本荘市議会議員 三 浦 晃

【請願の理由】

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除の特例措置（以下、「免税軽油制度」という。）が、令和6年3月末で廃止される状況にあります。

この免税軽油制度は、元来、道路を走行しない機械に使う軽油について、軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免除する制度で、船舶、鉄道、農業・林業、製造業など、幅広い事業の動力源の用途などに認められてきたものであります。

スキー場産業では、索道事業におけるグレンデ整備車及び降雪機に使う軽油が免税となっており、この制度が廃止されれば索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の持続的経営が困難となるとともに、地域経済に計り知れない影響を与えることになります。

以上の趣旨から、下記事項について、地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出して下さるよう請願いたします。

記

索道事業に係る免税軽油制度を継続していただくこと。

令和5年2月6日

由利本荘市議会議長 伊 藤 順 男 様

東北索道協会 秋田地区部会
会長 草 薨 作 博 ㊞

(写)

陳情第1号

令和4年11月22日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組みづくりを国、県に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

毎年のように発生する酷暑や集中豪雨。地球温暖化の影響によるこうした異常気象は、日本列島のみならず世界的に常態化しつつあります。もはや温暖化防止対策は待ったなしとなっており、再生可能エネルギーには大きな期待が持たれています。国は、本県沖の日本海などを洋上風力発電の「有望地域」に指定し、計画が進んでいるところです。資源の少ない我が国にとって再生可能エネルギーは、エネルギーの地産地消を可能にし、有益であり推進すべきものと考えます。

その一方で、次のような課題も残されています。

経済波及効果について、秋田経済研究所が「県内企業が下請けの仕事を引き受けても経済波及にあまり広がりはない」と分析しているように、県内への経済効果は期待されるほど大きくないと考えられています。

また、本県沖の計画は離岸距離が1.5～2.0キロメートルですが、英国やドイツ、オランダなどでは海岸から12海里（22.2キロメートル）以上離す例が多く、それと比べて極端に陸地に近く、「夕日が沈む日本海」の景観が大きく変化することになります。

地域住民の意向が尊重され、これらの諸課題が解消されるよう、また県内への経済効果が最大化されるように推進していただくよう、下記事項について、地方自治法第99条に基づき、国、県に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

日本海から吹き寄せる風は県民の「共有資源」であり、企業が独占できるものではないと考えられます。そのため発電で得られる収益は最大限、県民に還元されなければなりません。多くの人が再生可能エネルギーの必要性を感じており、県民が納得できるように計画を見直した上で、再生可能エネルギーが日本経済復活の起爆剤になるよう、「秋田モデル」をつくっていただきたい。

記

1. 県内への経済効果を最大化するため、県民が発電所の株主になること。

具体的には、県と県内25市町村が株主となり事業に出資する。そうすることで発電が続く限り、配当金が毎年県民に還元されます。発電企業にとっても、地域に貢献できるメリットがあります。

2. 再生可能エネルギーを使い、地方ほど安い電力を供給できる仕組みをつくること。

もともと再生可能エネルギーは、火力発電と違って燃料を海外から輸入する必要がないため、ランニングコストが小さく、「安い電力料金」は可能です。しかし、国が現在行っている「固定価格買取制度（FIT）」では、買取価格が「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として電力料金に上乗せされるため、企業や家計の負担になっています。そこで、この再エネ賦課金徴収をやめ、風力発電などの建設に国が助成してはどうでしょうか。その際、助成は全国一律でなく、地方ほど高い助成率にするべきです。そうすれば、安い電力を求める企業が地方に移転し、東京一極集中を解消し、地方の人口減少に歯止めをかけることが期待できます。

3. 離岸距離をできるだけ長くすること。

本県沖の計画は水深が約30メートルですが、海外の例を見れば60～100メートルでも建設が可能であり、離岸距離をできるだけ長くする。もしくは、浮体式にするなどして、海外と同等の12海里（22.2キロメートル）以上としていただきたい。

令和4年11月17日

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男 様


生き物共生農業を進める会

代表 今 野 茂 樹 ㊞

(写)

陳情第3号

令和5年1月4日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

消費者被害を防止・救済するため、特定商取引に関する法律の抜本的法改正を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」という。）は、訪問販売等消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者による不公正な勧誘行為等の取締り等を行う法律です。

これまで特定商取引法は、幾度も改正が繰り返されてきましたが、2016年の法改正（以下、「平成28年改正」という。）の附則第6条に「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」との、いわゆる5年後見直しが定められました。

そして、同改正法の施行が2017年12月1日であることから、本年12月1日に5年の経過を迎えたことになります。

令和4年版消費者白書によると、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談は85.2万件であり、ここ15年ほど高止まりが続いている状況です。そして、この消費生活相談のうち、特定商取引法の対象取引分野に関する相談は全体の54.7%という高い比率を占めています。

そして、令和3年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者の相談では、特定商取引法対象取引分野のうち、訪問販売の割合が13.0%、電話勧誘販売の割合が8.9%であり、65歳未満の割合の2倍を超えています。さらに、令和4年版消費者白書によると、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%と圧倒的多数を占めており、判断力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれます。

また、令和4年版消費者白書によると、世代全体で見るとインターネット通販に関する相談が27.4%と最多となっており、デジタル社会の進展やコロナ禍の影響からインターネット販売におけるトラブルが増加しています。

さらにマルチ取引は、相談件数全体に占める割合は1.1%であるものの、20歳代においては5.1%と高い比率を示しており、今後は本年4月の成年年齢引下げに伴う被害の増加が

心配されます。

以上により、平成 28 年改正後も特定商取引法の対象取引分野における消費者相談は高止まりを示しており、幅広い世代の消費者被害を防止・救済するためには、この 5 年後見直しを機に特定商取引法の抜本的改正がなされることが急務となっています。

具体的には、特定商取引法における対象取引分野のうち、訪問販売・電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）について、次のような改正がなされるべきです。

訪問販売・電話勧誘販売について。

消費者が望んでいない訪問や電話による勧誘は、高齢者などを中心に断り切れずに不本意な契約をしてしまうことが少なくなく、消費者トラブルの温床となっています。そして、特定商取引法は、第 3 条の 2 第 2 項や第 17 条において、消費者が契約を締結しない旨の意思を表明した場合に、事業者が勧誘を行うことを禁止しています。

そこで、少なくとも消費者が勧誘を拒絶した場合には、訪問販売・電話勧誘を受けたくないという消費者の意思の尊重を徹底する仕組みが必要です。

訪問販売においては、消費者が「訪問販売お断り」と記載された張り紙等（以下、「ステッカー」という。）を家の門戸に貼付した場合には、特定商取引法第 3 条の 2 第 2 項による「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文上明らかにすることが考えられ、また、電話勧誘販売においては、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度、すなわち、電話勧誘を受けたくない人が電話番号を登録機関に登録することとし、登録された番号には事業者が電話勧誘することを禁止する制度（D o - N o t - C a l l 制度）を導入すべきです。

さらに、訪問販売や電話勧誘販売においては店舗販売と比較して、店舗を持つことなく営業を行うことが可能であることから、信用力の低い事業者の参入も容易であり、不正な勧誘行為を行いながらその所在を変えて事業を繰り返すことも可能となっています。

そこで、訪問販売や電話勧誘販売においても、店舗販売に準ずる信頼を確保するために、事業者の登録制を導入すべきです。

通信販売について。

現在の特定商取引法では、他の特定商取引法の取引類型と異なり、通信販売については、再勧誘の禁止や威迫困惑行為の禁止等の行政規制が定められておらず、また、クーリング・オフや不実告知による取消権等も設けられておりません。

そもそも、特定商取引法の通信販売は、消費者がカタログを閲覧して申込みをする形態やインターネットで自らがウェブサイトを閲覧し、吟味した上で申込みをする形態が想定されています。

しかしながら、近年、通信販売で急増している消費者トラブルにおいては、消費者が自ら

積極的に通信販売業者のウェブサイトを開覧して申込みをするのではなく、消費者が日常的に利用しているSNSを通じて事業者からメッセージが送られてきたり、SNS上の広告を見たことがきっかけでインターネットを通じて事業者やその関係者から勧誘され、申込みに誘導される例が多く見られます。

このような手段による勧誘は、消費者からすれば、突然一方的に示されるものであって不意打ち性が高く、また、スマートフォンなどを用いた1対1でのやり取りが中心となるため、密室性が高い点で訪問販売や電話勧誘販売と同様の問題点があります。

そこで、このようなインターネットを通じて勧誘が行われる場合には、通信販売においても、行政規制やクーリング・オフ及び不実告知等の取消権を規定するべきです。

また現在、通信販売業者による解約・返品に関する受付体制整備義務や解約・返品の手続き方法（解約受付方法）についての規制は特段存在しません。

しかし、インターネット上の通信販売に関するトラブルにおいて、ウェブサイト上で購入の申込みを受け付けている通信販売業者が、ウェブサイト上での解約受付体制を設けていないケースや、近年増加しているサブスクリプション契約でも解約方法が分からない等のトラブルが発生しています。また、同様に「電話による解約のみ受け付ける」旨を表示しておきながら、消費者が架電しても一向につながらず解約ができないケースも見受けられます。

そこで、インターネットを利用した通信販売において消費者が解約を希望する場合、契約申込みと同様の方法（ウェブサイト上の手続き）による解約申出の方法を定めることを通信販売業者に義務づけ、迅速・適切に解約・返品に対応する体制を整えさせることが必要です。

さらに、インターネット広告画面の中には、消費者の誤認を招く不公正な表示がなされている事例が少なくないことから、広告表示においても、通信販売業者が網羅的で正確かつ分かりやすい広告を行うなど、広告表示の透明性確保を法令等で明確化することが必要です。

また、インターネットやSNS上の詐欺的な広告や勧誘を見て通信販売を利用した消費者が被害を被った場合でも、その広告上に通信販売業者の氏名や名称、住所などが十分に記載されていないことから、訴状における当事者の特定ができず、被害回復を図れないケースが多く見られます。

そこで、連絡先が不明な通信販売事業者及び当該事業者の勧誘者等により、自己の権利を侵害された者は、SNS事業者、プラットフォーマー等に対し、通信販売業者及び勧誘者を特定するための情報の開示を請求できるようにすべきです。

連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）について。

全国消費生活情報ネットワークシステム（PIONEER）によるマルチ取引に関する

消費生活相談の件数は、毎年ほぼ1万件以上の相談が続いている上、2020年度の相談件数1万171件のうち、20歳未満及び20歳代の相談件数が4,996件と全体の49%を占めるなど、近年は若者がトラブルに遭う割合が増加しています。

勧誘方法もインターネット等を利用してメール、SNS等によるものが増加しており、組織の実態、中心人物の特定やその連絡先を知ることができず、自分を勧誘した相手方の素性も分からないなど、被害の回復が困難なケースが増加しています。

そもそもマルチ取引においては、単なる物品販売とは異なり、特定利益の収受を目的として、一定期間にわたり取引を続けることが想定されることから、連鎖販売取引業者には、組織、責任者、連絡先等を明確化させ、取扱商品・役務の内容・価格、特定利益の仕組み、収支・資産の適正管理体制、トラブルが生じた場合の苦情処理体制や責任負担体制の明確化が求められるものというべきです。

そこで、連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すべきです。

また、近時、物品販売等の契約を締結した後に、新規加入者を獲得することによって利益を得られる旨を告げてマルチ取引に誘い込む事例、つまり、特定取引の収受に関する説明を後出しするマルチ取引（以下、「後出しマルチ」という。）のトラブルが増えています。

後出しマルチは、大学生などの若者がターゲットにされることも多く、簡単に利益が得られるかのような勧誘を受けて、借金などをして投資に関する情報商材等を購入したものの、勧誘時の説明と異なって利益が得られない事態となった場面で、「他の者（友人など）を勧誘して情報商材に関する契約を獲得すれば、利益が得られる。」などと勧誘し、借金の返済に窮した消費者が自らも勧誘員となって新規契約者の勧誘に走るという構造にあります。後出しマルチの手法によって勧誘員となった者は、購入した情報商材等が説明どおりの価値を有しないことを確認した上で他者の勧誘に走る点で、新規契約者を獲得することによって利益を得ることを目的とした不当な勧誘が繰り返されやすいという点で、問題性が非常に高いと言えます。

そして、現在の特定商取引法第33条第1項では、特定利益を収受し得ることをもって誘引し、特定負担を伴う取引をすることが連鎖販売取引の要件とされていることから、後出しマルチを展開する事業者などは、特定負担の契約締結時に特定利益を収受し得ることを誘引行為として用いてないから特定商取引法の適用がないものと主張し、クーリング・オフによる解約に応じない事業者も存在しています。

そこで、特定商取引法第33条を改正し、現行法の連鎖販売取引の定義規定に後出しマルチの類型も加えて、脱法的な後出しマルチ取引を防止する必要があります。

また、前述の若者がトラブルに遭うケースが増加していることから分かるように、社会的経験が乏しい者との間のマルチ取引は、そもそも適合性原則に違反するものというべきです。また、先行する契約の際に債務を負担しているケースや、前述の後出しマルチのよ

うなケースは、他者を勧誘することによる利益を得ることが目的となるあまり、無理な勧誘を行いがちとなるため、そもそもそのような者に対する紹介利益提供の勧誘自体を禁止すべきといえます。

そこで、22 歳以下の者、先行する契約として投資等の利益收受型取引を締結した者、先行する契約の単価に係る債務を負担している者など不適合者に対する紹介利益提供契約の勧誘等を禁止すべきです。

幅広い世代の消費者被害を防止・救済し、消費者の安心安全な生活を確保するため、下記事項について、地方自治法第 99 条に基づき、国会及び政府に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

1. 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
2. SNS 等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等について、行政規制、クーリング・オフ等を認めること及び権利を侵害された者は SNS 事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
3. 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

令和 4 年 12 月 26 日

由利本荘市議会議長 伊 藤 順 男 様


秋田弁護士会

会長 松 本 和 人 ㊞

(写)

陳情第4号

令和5年1月20日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

最低賃金の改善を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

第8波に及ぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は市民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻です。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっていると考えます。

2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,072円、秋田県は853円で全国最低位となってしまいました。この水準は、税込み月収で14万8,000円ほど（853円×173.8時間）、年収で178万円ほど（853円×173.8時間×12か月）です。ここから税金や社会保険料が差し引かれますので可処分所得はさらに減額となります。これは、最低賃金法第9条第3項の「労働者が健康で文化的な生活」を確保するものとは言えないと考えます。秋田県と東京都では、同じ仕事でも時給で219円もの格差があります。この地域間格差は、15年で2倍に広がっています。

最低賃金法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めることとなっています。日本の最低賃金は地域別に決まっており、A～Dのランク分けが行われています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いまま移行します。また、最低賃金額の高い地域は、低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があると言わなくてはなりません。これが続けば、人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることが困難です。全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をする上で必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円以上必要との結果が出されています。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で全国一律性をとっています。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えています。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要があります。労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」にするとしています。

つきましては、下記事項について、地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

1. 労働者の生活を支えるため、最低賃金の大幅引き上げを実現すること。
2. 地域間格差を解消し、全国一律最低賃金制度を実現すること。

令和5年1月18日

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男 様

くらしと労働会館2階
秋田県労働組合総連合

議長 越後屋 建 一 ㊟

(写)

陳情第5号

令和5年1月20日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

第8波に及ぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は市民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻です。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっていると考えます。

2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,072円、秋田県は853円で全国最低位となってしまいました。この水準は、税込み月収で14万8,000円ほど（853円×173.8時間）、年収で178万円ほど（853円×173.8時間×12か月）です。ここから税金や社会保険料が差し引かれますので可処分所得はさらに減額となります。これは、最低賃金法第9条第3項の「労働者が健康で文化的な生活」を確保するものとは言えないと考えます。秋田県と東京都では、同じ仕事でも時給で219円もの格差があります。この地域間格差は、15年で2倍に広がっています。

最低賃金法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めることとなっています。日本の最低賃金は地域別に決まっており、A～Dのランク分けが行われています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いまま移行します。また、最低賃金額の高い地域は、低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があると言わなくてはなりません。これが続けば、人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることが困難です。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げことは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文

化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をする上で必要な最低生計費は、月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1,500 円以上必要との結果が出されています。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

つきましては、下記事項について、地方自治法第 99 条に基づき、国に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業・零細企業への支援策を最大限拡充すること。

令和 5 年 1 月 18 日

由利本荘市議会議長 伊 藤 順 男 様

くらしと労働会館 2 階
秋田県労働組合総連合

議長 越後屋 建 一 ㊟

(写)

陳情第6号

令和5年2月6日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

秋田県由利本荘市沖（北側、南側）洋上風力発電の全ての事業に対して、由利本荘市に対応を求める陳情

【陳情の理由】

先日行われた町内会の総会の席での冒頭、わずかな時間で送電線の計画の説明がありました。

この洋上風力発電の計画の推移を数年見てまいりましたが、世界的に見ても例のないようなやり方で強引に進めている様子に生活が脅かされていると危機を感じました。海も浜も里山も私たちの宝です。ご先祖様が守ってきてくださった景観、豊かな自然、後世に残したい景色。状況、条件に左右されることなく秋田の豊かな海、山を守り育む社会的使命、役割を生きる責務が私たちにはあります。

事業者は、どのような景観になるか、どのような数値になるか調査をして提出していただく必要はないと思います。この計画により、すでに心理的苦痛を感じ、日々過ごしています。

計画の白紙撤回を求め、ここに陳情いたします。

記

1. 人の生活圏における工事の一切の許可を行わないこと（調査を目的としたものも含む。）。
2. 本事業の再生可能エネルギー事業計画そのものをやめる決断をし、このままの自然豊かな景観、水平線に沈む夕焼けを見られる安寧秩序なる環境を後世に残すこと。

令和5年2月6日

由利本荘市議会議員 伊 藤 順 男 様

石 井 拡 子 ㊞